

2. 監事の意見書

農業保険法第53条第1項の規定により平成30年5月17日理事より提出された平成29年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び剰余金処分案並びに不足金処理案の各事項の調査を遂げその正確適正なることを認めます。

(1) 監査の実施日及び監査者の氏名

実施日	監査場所	監査者の氏名
平成30年4月17日	幡多支所・幡多診療所	久保元和 山崎雅市 酒井千枝
平成30年4月18日	四万十支所	
平成30年4月19日	中央・高幡家畜診療所	
平成30年4月25日	土佐支所・南国診療所	
平成30年5月8日	安芸支所	
平成30年5月9日	香美支所	
平成30年5月16日	中央支所	
平成30年5月17日	本所	

(2) 監査についての意見

農業者の高齢化に起因する廃業・規模縮小等により共済資源が減少するなか、事業運営について積極的な事業計画の立案ができない現状である。家畜共済、園芸施設共済においては、未加入者への加入推進を積極的に行い、引受数量、共済金額ともに事業計画を上回る実績を達成している。

一方で、建物共済は、前年度実績より126億円余り減少している。加入資格要件も若干緩和されたため、加入推進を積極的に行い引受実績の維持拡大に努められたい。

昨年度は、度重なる台風被害により、園芸施設共済と建物共済で大きな被害が発生した。園芸施設共済は、復旧費用の支払等が翌年度に残っているが、管理を徹底し支払い事務を進められるように期待する。


余裕金の運用については、運用管理委員会を年4回開催し、適正に運用されている。有価証券も同一銘柄に集中することなく、適正に管理されている。低金利の状況ではあるが、利息収入の確保に努められたい。

未収債権は、3月31日現在で、4千万円余り計上されているが、事務処理上計上されているものが多く、回収の困難なものは、水稻共済の未収共済掛金400,666円、それに係る交付金269,017円、賦課金199,511円となっている。今後とも引き続き解消の努力と適正な管理について要請を行った。

平成30年5月31日

高知県農業共済組合

代表監事 久保元和 

監事 山崎雅市 

監事 酒井千枝 